

台湾での「にかほ市物産展」に向けた商談会への参加事業者募集の要領

来年3月26日(金)～28日(日)に台湾の高級スーパー「裕毛屋」で行われる「にかほ市物産展」に出品する農産物、加工食品の商談会を実施します。本商談会では、にかほ市内の事業者に加え、鳥海山・飛島ジオパーク認定商品を取り扱う事業者についても、構成地域（由利本荘市、遊佐町、酒田市）から広く参加を募集します。

台湾輸出に関心のある県内の事業者様は、別紙様式によりご応募ください。

1 商談会概要

(1) 目的

にかほ市の農産物や加工食品に加え、鳥海山・飛島ジオパーク認定商品及びその取扱事業者の商品について、台湾での販路拡大を支援するため、これら商品に興味のある輸出業者を招聘し商談を行い、輸出拡大に結びつける。

(2) 開催期日：令和8年11月19日（木） 11：00～17：00

(3) 会場：道の駅象潟ねむの丘3F

(4) 商談対象品目

「裕毛屋」では、可能な限り添加物を使用していない「安心・安全・健康・自然」に訴求した本物志向の商品、付加価値のある商品かつ、以下の商品が強く求められています

- ・にかほ市内で生産している農畜産物
- ・にかほ市産食材を使用した加工食品※
- ・にかほ市内で伝統的な製法で製造された加工食品※
- ・鳥海山・飛島ジオパーク認定商品※
- ・鳥海山・飛島ジオパーク認定商品を取り扱う事業者が製造・販売するその他の商品※

※台湾への輸出となるため、賞味期限が180日以上（チルド商品は120日以上）であることが必要です。

(5) 募集対象

- ・にかほ市内に本社・事業所等を有し、かつ台湾市場への販路開拓に取り組む意欲がある事業者
 - ・にかほ市のふるさと納税返礼品を取り扱う事業者
 - ・「鳥海山・飛島ジオパーク認定商品」を取り扱う事業者※
- ※該当する事業者は、認定商品に加え、自社で製造・販売するその他の商品についても提案できます。

(6) 募集定員：20事業者程度（上限は設けない）

- ・応募多数の場合は現地ニーズ等を勘案し参加者を選定する場合があります。

(7) 出展料：無料

(8) 商談業者

株式会社裕源（神奈川県厚木市）

- ・台湾で自社直営の日本の商品を中心に扱う高級スーパー「裕毛屋」に青果、食材、雑貨などを輸出

(9) 商談方法

参加事業者様から裕源に商品の紹介をしていただきます。

商談時間は10～15分で試食は可能です。試食に加熱等の調理が必要ある場合は別室で準備していただきます。高級スーパー「裕毛屋」で行われる「にかほ市物産展」に出品する農産物、加工食品、商談会を実施しますので台湾輸出に関心のある市内の事業者様は、別紙様式によりご応募ください。

商談に関する商品や資料等の準備経費は参加者が負担していただきます。

2 申込方法

出展を希望する事業者様は、別紙「参加申込書」及び「商品提案書」に必要事項を記入の上、令和8年11月13日(金)までにメールにてお申し込みください。

①にかほ市内の事業者

■ 商工政策課 shoukou@city.nikaho.lg.jp

②にかほ市外の鳥海山・飛島ジオパーク認定商品取扱事業者

■ (一社) 鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会事務局 staff@chokaitobishima.com

3 留意事項

(1) 台湾での「にかほ市物産展」について

期間 令和9年3月26日～28日

場所 スーパー裕毛屋（台湾台中市）

- ・物産展期間中は、現地に渡航して店頭での商品PRをしていただきたいとの要望がありますのでご検討ください。
- ・渡航費用、現地宿泊費用等について、株式会社裕源から負担軽減について提案いただいています。

(2) 台湾への輸出について

- ・物産展に出品する商品については、国内での買い取りになり、売れ残りの返品や返金はありません。
ただし、商品の品質に問題があった場合は、原因を究明するとともに返金等ご相談する場合があります。
- ・商品は、各事業者の負担で裕源の指定する倉庫（神奈川県）へ直送していただきます。（指定日は別途お知らせします）。
- ・台湾への輸出の手続きは裕源が行いますが、別途必要となる書類の提出を求め

られる場合があります（防除暦等）。

（３）台湾への輸出が禁止または難しいとされている商品等について

- ・牛由来成分（乳を除く）、固形の豚肉・鳥肉（エキス、パウダーを除く）、部分水素添加油脂、ジャガイモなど土のついている青果物は輸出が禁止されていますので、今回の商談会の対象外となります。
- ・肉類を含むレトルト食品（カレー、シチュー、ハヤシライスなど）は今回の商談会の対象外となります。

※肉類を含まない、野菜のみの商品などは問題ございません。

- ・醤油および醤油ベースのたれ類（防腐目的でビタミン B1 が使用されるものが配合されている商品）は今回の商談会の対象外となります。
- ・果物輸出の場合、台湾政府に認められている選果場の通過が必要になります。
- ・パッケージに「有機」、「オーガニック」の表示がある場合は、事業者様から有機証明書を発行いただく必要があります。
- ・中国産原料を使用している場合は、事前に裕源で内容を確認します。禁止品目の詳細は、農林水産省 HP もご確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail_notice.html

（４）物産展終了後の商品の取り扱いについて

- ・物産展に出展した商品のうち、定番品として裕源から要望があった場合は改めて事業者様に発注される予定です。（特に「化学調味料無添加」の商品が求められています）

４ お問い合わせ先

①にかほ市内の事業者

商工政策課 TEL：0184-43-7600 FAX：0184-43-3229

E-mail:shoukou@city.nikaho.lg.jp

②にかほ市外の島海山・飛島ジオパーク認定商品取扱事業者

島海山・飛島ジオパーク推進協議会事務局

TEL：0184-62-9777 FAX：0184-62-9788

E-mail:staff@chokaitobishima.com